

石巻市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年3月7日

石巻市監査委員 堀 内 賢 市

石巻市監査委員 清 水 俊 雄

石巻市監査委員 奥 山 浩 幸

- | | |
|---------------|--|
| 1 監査対象部課等 | 病院局
事務部病院管理課、石巻市立病院事務部（経営課及び医事課）、
石巻市立牡鹿病院事務部門 |
| 2 監 査 期 間 | 令和6年12月20日から令和7年3月6日まで |
| 3 監 査 対 象 範 囲 | 前回監査終了時（令和3年4月）から令和6年11月までの一般事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理 |
| 4 監 査 場 所 | 石巻市監査委員事務局及び現場 |
| 5 監 査 結 果 | 一般事務及び財務に関する事務について、処理状況を試査したところ、結果は次のとおりです。
(1) 勧告事項 ー
(2) 指摘事項 別紙のとおり
(3) 指導事項 担当部署に対し別途指導済み
(4) 注意事項 担当部署に対し別途注意済み |

指 摘 事 項

1 法令に違反した事項又は不当で重大な事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済若しくは非効率な事項

対象部課	不適正事項		
	項目	内容	
市立病院 経営課	財産管理事務	院内処方せんに係る FAX コーナー設置及び入院セット等設置運營業務に係る入院セット等設置に伴う行政財産目的外使用料の算定において、平成 29 年度分から令和 6 年度分までについて再建築価格の積算及び施設の残耐用年数の適用を誤り、行政財産目的外使用料を過少に徴収していた。	
		よって、地方自治法第 236 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき不足額を徴収するとともに、公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に処理すること。	
		なお、今回の監査対象範囲となっている令和 3 年度分から令和 6 年度分の占用料については、下記のとおりである。	
		・ 院内処方せんに係る FAX コーナー設置	
		【令和 3 年度占用料】	【令和 4 年度占用料】
		誤徴収額 119,677 円	誤徴収額 99,657 円
		正徴収額 172,610 円	正徴収額 171,342 円
		過少徴収額 52,933 円	過少徴収額 71,685 円
		【令和 5 年度占用料】	【令和 6 年度占用料】
		誤徴収額 80,648 円	誤徴収額 62,961 円
正徴収額 172,608 円	正徴収額 172,652 円		
過少徴収額 91,960 円	過少徴収額 109,691 円		
・ 入院セット等設置運營業務に係る入院セット等設置			
【令和 3 年度占用料】	【令和 4 年度占用料】		
誤徴収額 167,883 円	誤徴収額 140,308 円		
正徴収額 240,761 円	正徴収額 239,002 円		
過少徴収額 72,878 円	過少徴収額 98,694 円		
【令和 5 年度占用料】	【令和 6 年度占用料】		
誤徴収額 114,122 円	誤徴収額 89,591 円		
正徴収額 240,732 円	正徴収額 240,612 円		
過少徴収額 126,610 円	過少徴収額 151,021 円		